管路清掃業務委託　　特記仕様書

（適用範囲）

1　本仕様書は、かすみがうら市が、発注する「特環委託第１号 管路清掃業務委託」に適用する。

施工場所・管路延長・口径は以下のとおり

場　所	スパン数	管口径／ミリ	延長／m
坂（志戸崎）	13	150	401.75
田　伏	3	100	106.01
田　伏	22	150	792.39
田　伏	3	200	100.68
下稲吉（成城台）	7	200	199.22

※１スパンとは、人孔と人孔の間の下水道管の長さを指し、人孔は含めないものとする。

（業務目的）

2　汚水が滞留している箇所及び管路内での異物堆積の恐れがある箇所を清掃することによって、管路の閉塞を予防する。また、管路を確認することにより想定できない事故を防止する。

（提出書類）

3　⑴受託者は、契約締結後に速やかに次の書類を提出し承諾を受けること。

①　管理技術者及び照査技術者等選（改）任通知書

②　業務工程表

③　業務計画書

ア　現場組織（職務分担、緊急連絡体制、作業従事者名簿等）

※『酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証２種』の写しを添付する。

イ　使用機材・使用車両

ウ　作業方法（清掃方法、作業順序等）

エ　安全対策（保安対策、人孔内と地上との連絡方法、酸素濃度及び硫化水素等測定対策等）

⑵受託者は、作業が完了したときは速やかに次の書類を提出すること。

①業務完了通知書　　②完成図書一式（出来高調書、酸素・硫化水素測定記録表、マニフェストA・E票の写し、KY活動写真、作業記録写真等）　　③その他監督員が指示するもの

（現場体制）

4　⑴受託者は契約締結後、速やかに、管路清掃作業の経験豊富な現場代理人及び、清掃技術及び十分な経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。

⑵受託者は適正な作業の進捗を図るとともに、そのために必要な作業員を十分に配置すること。

⑶受託者は監督員と協議し、清掃等に必要な道路使用届出の許可を受け、作業中は車両等に掲げること。

（損害賠償及び補償）

5　⑴受託者は下水道施設に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。

⑵受託者は作業中に注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その賠償に対し全責任を負うこと。

（安全管理・労働災害防止）

6　⑴受託者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め「労働安全衛生法」「酸素欠乏症等防止規則」等の定めるところに従いその防止に必要な措置を十分に講ずること。

⑵事故防止を図るため安全管理については『業務計画書』に明示し受託者の責任において実施すること。

(3)受託者は、作業に従事する者に対し定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。

(4)現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

(5)人孔内に出入りし、又は内部で作業を行う場合は、必ず酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い換気等の事故防止に必要な措置を講ずること。

(6)資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者が行うこと。

(7)作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに通行等の円滑な処理に努め、現場の安全対策を十分に講ずること。

(8) 大雨・大雪等に関する気象情報により、相当の降雨（雪）が事前に予想される場合には原則として当日の清掃は、中止とする。

(9) 万一、事故が発生したときは緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に通報するとともに、速やかに、必要な措置を講ずること。

(10)前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上その結果を書面等により、直ちに監督員に届けること。

（清掃作業内容）

7　清掃作業を実施するにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

(1)人孔内に進入する前に必ず人孔内の 酸素濃度及び硫化水素濃度 を測定し記録すること。

(2)管路内の清掃をするにあたり、宅内への逆流を防止するために必要な対策を講ずること。

(3)人孔内で作業する者は危険箇所であることから『酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証』（酸欠特別教育第 2 種を受講）の資格を有する者とする。

(4)汚水が滞留している箇所は、止水をしてから清掃を行い、記録写真まで撮影すること。

(5)高圧洗浄で使用する洗浄水は受託者負担により用意、若しくは田伏浄化センター処理水を利用すること。

(6)作業は、本業務を遂行できる能力を有する車両を配置すること。

①高圧洗浄車両　　②強力吸引車両

(7)作業記録写真は、次の各号に従い撮影しなければならない。

①作業前後の状況を同一方向約 50m間隔で撮影すること。写真には業務名、撮影場所、撮影対象、作業工程、受託者を明記した黒板を入れて撮影すること。

②一枚の写真で作業状況が明らかになるように撮影すること。

また、写真のみでは清掃内容が分からない場合、別途報告書を作成し報告すること。

(8)作業中は、必要に応じて監督員が立ち会う。

(9)清掃箇所は、かすみがうら市　坂・田伏・下稲吉　地内とする。（詳細は別紙位置図参照）

（10）作業時間及び交通制限は、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。作業日は基本平日とする。

日程の都合上、変更する場合は、あらかじめ、その内容・時間等について、監督員の承諾を得ること。

（その他）

8　(1)清掃に伴い発生した汚物は廃棄物処分（マニフェスト提出）を行うものとする、また汚物（土砂等）は産業廃棄物として処分を行い、汚水は担当者の指示に従い人孔内への放流（又は処理場）を行うこと。

(2)受託者は地先住民等からの要望若しくは住民等と交渉があったときは遅滞なく監督員に申し出て対応を協議すること。住民等に対しては誠意を持って対応しその結果を速やかに報告すること。

(3)いかなる理由があっても地先住民等から報酬又は手数料を受け取ってはならない。

(4)本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない場合は、委託者及び受託者が協議の上これを定める。